

日本ピットマスターズ協会規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、日本ピットマスターズ協会と称し、英語では Japan Pitmasters Association(JPA)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、静岡県浜松市中央区におく。

第2章 用語の定義

(用語の定義)

第3条 本規約で使用する用語の定義は以下の通りである。

- (1) スモーク BBQ : アメリカ中南部を発祥とする薪、炭、豆炭その他の熱源と煙を用い、弱火ならびに低温で肉や野菜、魚介類を長時間調理する料理技法及びこれによって作られた料理をいう。
- (2) BBQ スモーカー : 薪、炭、豆炭その他の熱源を用いスモーク BBQ を調理するための器具をいう。
- (3) ピットマスター : 肉や野菜、魚介類を適切に選定及び加工し、BBQ スモーカーを用いて薪、炭、豆炭その他の熱源と煙を適切に管理しスモーク BBQ の調理をする知識と技術を習得した者をいう。

第3章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、アメリカ合衆国のバーベキュー文化の一翼を担うスモーク BBQ に焦点を当て、スモーク BBQ の普及と発展、ならびにその調理において全責任を負うピットマスターの研鑽・交流・地位向上を目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スモーク BBQ の普及・発展に資する事業
- (2) ピットマスターの地位向上並びに研修・研鑽のための事業
- (3) ピットマスター相互の交流を促進するための事業
- (4) スモーク BBQ に関するイベントの開催
- (5) スモーク BBQ に関する講演会・講習会・研修の開催
- (6) スモーク BBQ に関する調査・研究
- (7) スモーク BBQ に関する広報活動
- (8) スモーク BBQ の功労者並びに優れたピットマスターの表彰
- (9) ピットマスターの資格・認定制度の運営
- (10) 関連する諸団体との交流・調整
- (11) その他、本会の目的達成に必要な事業

第4章 組織及び会員

(組織)

第6条 本会は前条の目的に賛同して加入した会員をもって組織する。

第7条 本会は、事務局を置く。

(会員)

第8条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し加入する個人

- (2) 準会員 自身は JPA の定めるピットマスターではないが本会の目的に賛同しスモーク BBQ を愛好する個人または団体
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同しスモーク BBQ に関連する食材、BBQ スモーカーをはじめとした器具その他の物品の輸入・販売等する個人または団体

(入会)

第 9 条 本会に会員として入会しようとする者は、本会の会員 1 名以上の推薦を得て、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

(退会)

第 10 条 会員は別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(会費の納入)

第 11 条 会員は、会費を納入するものとする。なお、会費の種類及び金額並びに納入方法については、別に定める。

(会費の不返還)

第 12 条 一旦入金した会費は、返還しない。

- 2 前項の規定に関わらず、本会の実施する各種教室の受講料及び雑費については返還する場合がある。

第 5 章 役員等及び職員

(役員等)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監 事 1 名

(役員等の選出)

第 14 条 役員等の選出は次のとおりとする。

会長、副会長、監事は本会の総会に於いて会員の中から推薦し、選出する。

(役員等の職務)

第 15 条 役員等の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は財務を監査する。
- (4) 会計は事務局が行う。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げないものとする。役員に欠員が生じた場合は、補充し、その任期は在任期間とする。

(費用弁償)

第 17 条 役員および会員に、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第 18 条 事務局に必要な職員を置く。

- 2 職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会議

(会議)

第19条 本会に次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 役員会

(総会)

第20条 総会は本会の会員をもって構成する。

- 2 総会は会長が招集し、議長は会長が就任する。
- 3 総会は次のことを決議し執行する。
 - (1) 規約改正
 - (2) 本会の解散
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 役員の変更
 - (6) その他、会の運営に関し重要な事項
- 4 総会は、前1項に規定する者の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決すところによる。
- 6 やむを得ない理由のため、総会に出席できない者は、あらかじめ、通知された会議の目的たる事項について、書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。この場合に於いて、前4項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(役員会の会議)

第21条 役員会は会長、副会長、監事をもって構成する。

- 2 役員会の会議は必要に応じて会長が招集し、本会の重要事項を審議する。

第7章 会計

(資金)

第22条 本会の活動に必要な経費は、次によって支弁する。

- 1 会費
- 2 補助金
- 3 寄付金品
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他

(資金の管理)

第23条 本会の資金は事務局で管理する。

(予算及び決算)

第24条 本会の収支予算・決算については役員会に於いて審議し総会にて決議する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 細則

(細則)

第26条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は役員会の決議によって定める。

(規約の改正)

第 27 条 本規約は、総会に於いて審議し決議する。

附則

(施行期日)

1. この規約は 2023 年 7 月 20 日から施行する。